

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年6月7日(金) 15時00分～15時55分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (8人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男(欠)
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について
報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告事項 第3号 農地利用集積等促進計画案の意見について
報告事項 第4号 農地移動適正化あっせんの申出について
報告事項 第5号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主事	和願 玲

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和6年第6回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、7番 小田喜委員、9番 山崎委員 をお願いします。

なお、第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1について審議します。

事務局より説明をお願いします。

しゅにんしゅじ
主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 八幡 ^{しんば}新場491番1、登記地目、現況地目、共に畑で158㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内館山にお住いの80歳の方、譲受人は市内八幡にお住いの74歳の方、姉妹です。

事由としては、譲渡人は管理が困難なので妹に譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、果樹を栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号2は、議案送付後に取り下げとなりました。

整理番号3 所在地は 腰越 ^{にしおした}西ノ下242番1、登記地目、現況地目、共に畑で482㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内腰越にお住いの65歳の方、譲受人は市内亀ヶ原に

お住いの41歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないので譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、ブルーベリーを栽培し、農業経営規模の拡大を図りたいとのことなんです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2から3ページ、整理番号1から9について審議します。事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料の2ページ、整理番号1と2は一体での事業ですので、一括して説明します。

所在地は伊戸^{みよせ}身寄891番1外5筆、登記地目、現況地目、共に田で、合計1147㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は広島市の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、太

陽光発電施設を建設し、電力供給と CO2 排出削減に貢献したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年7月15日に工事着手し、令和6年11月15日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は 北条 ^{かなぼり}金堀981番1、登記地目、現況地目、共に田で846㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内亀ヶ原の法人です。

転用の事由及び施設は、現在の資材置場をS社が業務拡大に伴い、使用することになり使用できなくなったため資材置場として利用したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年7月1日に工事着手し、令和6年7月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4 所在地は 北条 ^{かなぼり}金堀982番1 外1筆、登記地目、現況地目、共に田で合計528㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内八幡にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、貸家2棟を建築し、借家等に暮らしている方々に、良質でリーズナブルな貸家住宅を提供し収入を得たいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年7月1日に工事着手し、令和6年9月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5 所在地は 湊 ^{なかしば}中芝427番9、登記地目、現況地目、共に畑で275㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は埼玉県川口市にお住まいの方です。

転用の事由及び施設は、夫がリフォーム会社を経営しているが、事業を子供に譲り、老後を自然豊かな館山で暮らしたく、専用住宅を建てたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年8月1日に工事着手し、令和6年11月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号6 所在地は 笠名^{はま}浜1478番1、登記地目、現況地目、共に畑で365㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都墨田区の法人です。

転用の事由及び施設は、譲受人の代表者は申請地の隣地に住んでおり、家族の成長とともに狭小となってきたため、申請地に広い家を建て転居したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年7月15日に工事着手し、令和6年12月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号7 所在地は 洲宮^{ひらた}平田1159番1、登記地目、現況地目、共に田で598㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は大阪府中央区の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、太陽光発電施設を建設し、収益を上げたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和6年11月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号8 所在地は 古茂口^{じぞうがやつ}地蔵ヶ谷563番 外1筆、登記地目、現況地目、共に田で合計287㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内南条の方です。

転用の事由及び施設は、申請者は建設業を営んでいるが、現在借りている資材置き場の返還を求められおり、新たに申請地を取得し資材置場としたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年7月1日に工事着手し、令和6年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号9 所在地は 大網 ^{はんのた}半ノ田58番1外3筆、登記地目、現況地目、共に田で1581㎡の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都港区の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、太陽光発電施設を建設し、収益を上げたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年8月1日に工事着手し、令和7年7月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上の案件について、

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

説明が終わりました。

議長

整理番号1から2については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。

	9 番委員、ご意見等ございますか。
9 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 3 については、資材置場を建設するための申請になります。 1 番委員、ご意見等ございますか。
1 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 4 については、貸家住宅 2 棟を建設するための申請になります。 1 番委員、ご意見等ございますか。
1 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 5 については、専用住宅を建設するための申請になります。 1 番委員、ご意見等ございますか。
1 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 6 については、貸家住宅を建設するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。

7 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 (担当推進委員欠席)
議 長	整理番号 7 については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。 5 番委員、ご意見等ございますか。
5 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 8 については、資材置場を建設するための申請になります。 (農業委員欠席)
	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 9 については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。 2 番委員、ご意見等ございますか。
2 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の4ページから8ページ、整理番号1から19について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。

主 事

整理番号1 所在地は、犬石 清水 193 番 地目は田で、面積 545 m²、賃貸借権の設定で、賃料は落花生 6 kg、10a 当たり 11 kg です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 2 所在地は、犬石 縄原 1531 番 地目は畑で、面積 462 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 25,974 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 3 所在地は、正木 西郷 362 番 地目は田で、面積 2,968 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 9 カ月間で、新規設定です。

整理番号 4 所在地は、犬石 巴 44 番 外 25 筆 地目は田畑で、合計面積 16,760 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者も犬石の方です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 16 年 6 月 30 日までの 10 年間で、再設定です。

整理番号 5 所在地は、山本 内ヶ宿 2402 番 1 外 6 筆 地目は田畑で、合計面積 4,075 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 20,000 円、10a 当たり 4,908 円です。貸付者は東京都西東京市にお住まいの方、借受者は山本の方です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 6 所在地は、国分 市ノ坪 393 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,312 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 180 kg、10a 当たり 42 kg です。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、再設定です

整理番号 7 所在地は、広瀬 上沢 1543 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,313 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 27 kg です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者も広瀬の方です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 8 所在地は、江田 平沼 650 番 2 地目は畑で、面積 2,070 m²、賃貸借権の設定で賃料は 20,700 円、10a 当たり 10,000 円です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者は江田の法人です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 16 年 6 月 30 日までの 10 年間で、再設定です。

ここからは中間管理事業による三者一括方式での利用権設定となります。

整理番号 9 所在地は、上野原 上仲井 505 番 地目は畑で、面積 350 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1,750 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は北条にお住まいの方、受け手も北条の方です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 10 所在地は、水玉 下ノ原 404 番 地目は畑で、面積 774 m²、使用貸借権の設定です。出し手は埼玉県越谷市にお住まいの方、受け手は八幡の法人です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、湊 作ノ田 561 番 地目は田で、面積 1,065 m²、賃貸借権の設定で、賃料はにじのきらめき 31.8 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は湊にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 16 年 6 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、高井 飯喰場 1697 番 地目は田で、面積 3,052 m²、賃貸借権の設定で、賃料はにじのきらめき 91.8 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は高井にお住まいの方、受け手も高井の方です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 16 年 6 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、北条 八反目 2712 番 地目は田で、面積 1,298 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 39 kg 相当額、10a 当たり 30 kg 相当額です。出し手は八幡にお住まいの方、受け手

は高井の方です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 16 年 6 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、大井 矢附 1796 番 地目は畑で、面積 905 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 5,000 円、10a 当たり 5,525 円です。出し手は東京都立川市にお住まいの方、受け手は八幡の法人です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 15 所在地は、亀ヶ原 新田 555 番 地目は田で、面積 991 m²、使用貸借権の設定です。出し手は正木にお住まいの方、受け手は南房総市の法人です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 16 所在地は、高井 上宮作 1550 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,844 m²、賃貸借権の設定で、賃料はにじのきらめき 85.8 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は市原市にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 17 所在地は、国分 川向 593 番 地目は田で、面積 1,557 m²、賃貸借権の設定で、賃料はにじのきらめき 47.4 kg、10a 当たり 30 kg です。出し手は北条にお住まいの方、受け手は高井の方です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 16 年 6 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 18 所在地は、正木 西郷 339 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,043 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 20,215 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は上野原にお住まいの方、受け手は南房総市の方です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 19 所在地は、大井 矢附 1804 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,505 m²、使用貸借権の設定です。出し手は大井にお住まいの方、受け手は八幡の法人です。設定の期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

以上、合計 19 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

議長

説明は以上です。

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の9ページから11ページ、整理番号1から15について、事務局より説明をお願いします。

主事

まず、「農用地利用配分計画」は、「農地中間管理事業」による三者での利用権設定において、実際の耕作者となる受け手を定めた計画のことです。

「利用権解除」は、出し手と中間管理機構の設定はそのまま、受け手のみ解約するものです。

では、案件の説明に入ります。

整理番号1から15まで、全て同じ法人の解約になります。全て合意解約が成立し、解約理由は受け手の経営が厳しくなったためです。

整理番号1 所在地は、小原 弁天前 806 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 6,939 m²。

整理番号2 所在地は、正木 上沼 2216 番 1 地目は田で、面積 145 m²。

整理番号3 所在地は、正木 上沼 2216 番 2 地目は田で、面積 105 m²。

整理番号4 所在地は、正木 上沼 2216 番 3 地目は田で、面積 740 m²。

整理番号5 所在地は、正木 上沼 2237 番 地目は田で、面積 1,021 m²。

整理番号 6 所在地は、川名 御菌 817 番 地目は田で、面積 1,832 m^2 。

整理番号 7 所在地は、川名 滝ノ澤 826 番 地目は田で、面積 1,172 m^2 。

整理番号 8 所在地は、北条 八反目 2725 番 地目は田で、面積 530 m^2 。

整理番号 9 所在地は、北条 八反目 2726 番 地目は田で、面積 440 m^2 。

整理番号 10 所在地は、北条 八反目 2730 番 地目は田で、面積 2,020 m^2 。

整理番号 11 所在地は、川名 滝ノ澤 824 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,734 m^2 。

整理番号 12 所在地は、湊 作ノ田 550 番 地目は田で、面積 1,101 m^2 。

整理番号 13 所在地は、大戸 横枕 293 番 地目は田で、面積 1,024 m^2 。

整理番号 14 所在地は、上真倉 平田 2520 番 地目は田で、面積 2,567 m^2 。

整理番号 15 所在地は、山萩 八反原 40 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 3,353 m^2 。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 12 ページ、整理番号 1 から 4 について、事務局より説明をお願いします。

主 事

整理番号 1 所在地は、正木 西郷 362 番 地目は田で、面積 2,968 m²、解約理由は、借受者が亡くなったためです。

整理番号 2 所在地は、大戸 横枕 293 番 地目は田で、面積 1,024 m²、解約理由は、受け手が解約し、他者と貸し借りをを行うためです。

整理番号 3 所在地は、上真倉 平田 2520 番 地目は田で、面積 2,567 m²、解約理由は、受け手が解約し、他者と貸し借りをを行うためです。

整理番号 4 所在地は、山萩 八反原 40 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 3,353 m²、解約理由は、受け手が解約し、他者と貸し借りをを行うためです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を報告します。

資料の 13 ページから 18 ページ、整理番号 1 から 3 について、事務局より説明をお願いします。

主 事

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かななければならないとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の 16 ページの合計 3 件です。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の 18 ページのチェックリストにありますように、法人 1 件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料 17 ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第4号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の19ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の19ページ、整理番号1 所在地は 稲 中之坪 147 番 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は 4142 m²です。

申出者は市内菌にお住まいの方です。

申出理由は、高齢になり後継者がいないため処分したいとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名をお願いすることになっておりますので、館野地区ですので、井上推進委員と龍崎推進委員をお願いします。

何か、不明な点がありますか。

無いようですので、第4号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第5号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を報告します。

資料の20ページについて、事務局より説明をお願いします。

副 主 幹

平成28年4月の農業委員会等に関する法律の一部改正により、法第37条に、農業委員会は、その運営の透明性を確保するために、農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況について、インターネットその他適切な方法により公表することと規定されました。

農林水産省は、活動計画の点検・評価結果を、市町村のホームページで6月末までに行うことが適当としています。

また、農業委員会が公表した事項については、農林水産大臣がこれを取りまとめ、公表することとされ、農業委員会は、都道府県を通じて、地方農政局に7月末までに報告することとされています。

それでは、農業委員会事務の実施状況等の公表について、概要を説

明します。

別冊の報告第5号、別紙様式5の資料をご覧ください。

令和5年度の点検・評価となります。

I 令和5年4月1日現在の農業委員会の状況については、目標設定時に説明したとおりです。

II 最適化活動の実施状況

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積については、新規集積面積の実績が36.6ha、累計で388.5haでした。目標に対する達成状況は101.1%、集積率は23.0%でした。目標に対して期待どおりの結果が得られました。

(2) 遊休農地の発生防止・解消については、遊休農地の解消実績面積は、2.5haで、目標に対する達成状況は、83.3%でした。目標に対して期待を下回る結果となりました。

(3) 新規参入の促進については、実績がなく、目標に対して期待を下回る結果となりました。

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、月6日。

(2) 活動強化月間の設定については、3回。

(3) 新規参入相談会への参加は、オンライン開催となり、ありませんでした。

全体を通して、目標に対して期待どおりの結果が得られました。

III 事務の実施状況

1 総会、部会の開催実績ですが、毎月の総会と、1月、2月は農振除外に関する小委員会の開催です。

2 農地法第3条に基づく許可事務の実績は、70件でした。標準処理期間は20日、総会開催日・申請書締切日は、ホームページで公表しています。

3 農地転用に関する事務の実績は、77件でした。

4 違反転用への対応としては、0.5haの違反転用がありますが、解消面積は、0haでした。

説明は、以上となります。

議 長

説明が終わりました。何か、不明な点がありますか。

ないようですので、第5号の報告を終わります。

以上で、第6回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15 時 55 分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員 小内喜永

館山市農業委員会委員 山崎 日吉

